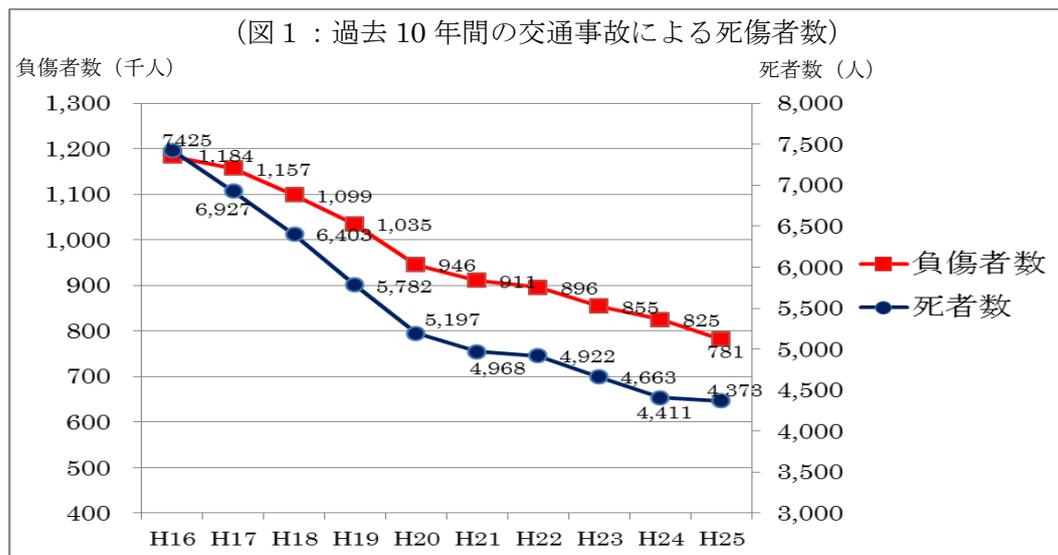


## 交通リスク情報 <2014 No.1>

### 交通関係法令の改正等に見る悪質・危険な運転に対する厳罰化の動向

#### 1. はじめに

道路交通の安全を守るため、交通関係法令では毎年のように改正が行われている。交通事故の死傷者数は図1のとおり年々減少してきているが、依然として悪質・重大な事故は発生しており、最近では児童らが犠牲となる痛ましい重大事故をきっかけとした道路交通法の改正や、従前刑法で定められていたものを移行し、厳罰化する等の内容による新法「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下、自動車運転処罰法という。）が定められ、交通安全に関する法令の整備が図られてきた。これら道路交通に関する規定が順次施行されることから、本稿では道路交通に関する道路交通法と自動車運転処罰法の当該2法令に主眼を置いて、改正内容を紹介していきたい。なお、道路交通法の改正内容は広範囲であることから本稿では自転車関係の部分を割愛し、自動車関係の改正に対象を絞って紹介する。



(警察庁公表資料「平成25年中の交通事故の発生状況」より弊社にて作成)

#### 2. 改正等の経緯

交通関係法令の改正等には契機となる重大事故が起きており、その重大事故で問題となった部分が担保されるよう規定の整備が図られているため、まずその経緯を見ていきたい。道路交通法と自動車運転処罰法の改正経緯は以下の通りである。

##### (1) 道路交通法の改正の経緯

平成25年6月14日に公布された改正道路交通法には複数の改正事項が盛り込まれており、それぞれの改正事項の契機となる重大事故等が起こっているため、従前の制度での問題点とあわせ、改正の経緯を解説する。

### ①意識障害を伴う発作を起こす持病を有する運転者への対策

平成 23 年 4 月 18 日に起こった鹿沼市クレーン車暴走事故では、てんかん患者が運転中に発作を起こし、小学児童らの列に突っ込み、6 人が死亡する重大事故となった。この運転者は、過去にも持病による事故を起こしており、医者からは何度も運転をしないように注意を受けていたが、警察等へ申告せずに運転し続けていたことが問題となった。

〔改正事項〕免許取得時等に自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気に関する「質問票」の提出義務が課されることとなった。(平成 26 年 6 月 1 日までに施行)

### ②悪質・危険運転者への対策

平成 24 年 4 月 23 日に起こった亀岡市登校中児童ら交通事故死事件では、当時 18 歳の運転免許取得歴の無い少年の運転する車が小学児童らの列に突っ込み、10 人をはね、3 人が死亡、7 人が重軽傷を負った。

〔改正事項〕悪質・危険な無免許運転を根絶するため、無免許運転者やその関係者に対する罰則を強化する等の内容が盛り込まれた。(平成 25 年 12 月 1 日施行)

### ③自転車関係の交通ルールの制定※

※概要は 3. 改正の概要の図 2 を参照

## (2) 自動車運転処罰法の制定の経緯

自動車運転処罰法は従来刑法で規定されていた「自動車運転過失致死傷罪」と「危険運転致死傷罪」を抜き出し、新たな類型の犯罪を追加するとともに、無免許でそれら違法行為を行った場合には刑が加重されるよう規定された法律である。この自動車運転処罰法が定められることとなった経緯を見ていきたい。

### ①平成 13 年危険運転致死傷罪の制定について

平成 11 年 11 月 28 日に起きた東名高速飲酒運転事故では、飲酒運転をしていたトラックが普通乗用車に追突し、幼児 2 人が亡くなった。この事故で運転者には「業務上過失致死傷罪」が適用され、懲役 4 年の実刑判決となったが、量刑の厳罰化や新たな制度の創設を求める声があげられた。

これを受けて、刑法が改正され、厳罰となる「危険運転致死傷罪」が規定された。(平成 13 年 12 月 5 日公布、同月 25 日施行)

#### ・従前の危険運転致死傷罪の問題点

平成 13 年の危険運転致死傷罪の創設により危険運転者に対して厳罰化が図られたが、飲酒運転者が事故を起こした際に、著しく時間が経過した場合や捜査の開始前に大量の水を摂取する等の隠蔽を図った場合には、既に血中アルコール濃度が下がっているため、危険運転致死傷罪での立件は困難となる問題点があった。また、亀岡市登校中児童ら交通事故死事件では、無免許と居眠りは危険運転致死傷罪の構成要件には該当しないものとなっていた。

(参考)従来の刑法 (危険運転致死傷罪)

以下により人を死傷させたものは 1 年以上、20 年以下の懲役

1. アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難
2. 進行制御が困難な高速度
3. 進行を制御する技能を有しない
4. 人や車の進行を妨害する目的で直前進入、著しく接近
5. 赤信号を殊更に無視

## ②自動車運転処罰法の制定

従前の危険運転致死傷罪の適用の難しさ等の問題を解消するため、刑法に規定されていた関係規程を抜き出し、新類型として危険運転致死傷罪の追加や飲酒運転等の発覚免脱罪、無免許運転の加重等を追加した内容で刑法の特別法として平成25年11月27日に「自動車運転処罰法」が制定された。

重大事故や法令改正等について、一連の流れを表1にまとめたのでご参考としてお示しする。

(表1 主な出来事)

年月日	出来事	内容
平成11年11月28日	東名高速飲酒運転事故	飲酒運転するトラックに追突され、児童2人が死亡
平成13年12月25日施行	刑法の改正	危険運転致死傷罪の制定
平成19年6月12日施行	刑法の改正	自動車運転過失致死傷罪の制定
平成23年4月18日	鹿沼市クレーン車暴走事故	てんかん患者が運転するクレーン車が小学生を跳ね、6名死亡
平成24年4月23日	亀岡市登校中児童ら交通事故死事件	無免許・居眠り運転の自動車が児童らを跳ね、3名死亡
平成25年6月14日公布	道路交通法の改正	・無免許運転罰則強化 ・一定の病気の運転者の免許取消 等
平成25年11月27日公布	自動車運転処罰法の制定	刑法で規定されていた危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷罪を抜き出し、飲酒運転等の要件を追加 等

## 3. 改正等の概要

道路交通法の改正内容と新たに制定された自動車運転処罰法の内容は以下の通りである。

### (1) 道路交通法の改正概要(図2参照)

平成25年6月14日に改正された道路交通法のポイントは以下の通りである。

#### ①一定の病気等に係る運転者対策(平成26年6月1日までに施行)

- ・自動車運転に影響を及ぼすおそれのある病気等※を患っている人に対する質問制度や診断した医師の任意届出制度に伴う暫定的免許効力停止制度

※病気等の範囲は以下の通りである。

統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症、その他自動車等の安全運転に影響を及ぼすおそれがある症状を呈する病気、アルコール又は薬物の中毒

上記病気等の場合であっても安全運転に支障がないものは除かれる可能性有り。

(道路交通法第103条、道路交通法施行令第33条の2の3)

#### ②悪質・危険運転者対策

- ・無免許運転やその関係者に対する罰則の引上げ(平成25年12月1日施行)
- ・免許取消処分者講習の受講対象の拡大(平成26年6月1日までに施行)

#### ③その他自転車利用対策等(平成25年12月1日施行等)

(図2 道路交通法改正概要)



(警察庁 HP 資料)

## (2) 自動車運転処罰法の概要 (新設)

新設された自動車運転処罰法 (平成26年5月26日までに施行) のポイントは以下の通りである。

- ①これまで刑法で定められていた危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪を刑法から移行して、刑法の特別法として本法を新たに制定。
- ②危険運転致死傷罪の要件に「通行禁止道路を危険な速度で走行」を追加。
- ③病気等の影響による死傷事故を、新たに危険運転致死傷罪に規定。(従来の危険運転致死傷罪より軽い新類型として規定。)
- ④アルコール等の影響の発覚を隠蔽する行為に対して、処罰規定を新設。
- ⑤無免許運転により死傷事故を起こした場合には刑を加重する規定を追加。

## 4. 自動車運転者への影響

無免許運転や飲酒運転等の悪質・危険運転者への処罰が厳罰化され、意識障害を伴う発作を起こす可能性のある持病を有する人に対する免許の交付の厳格化等がなされた今般の改正であるが、そうした処罰がどの程度厳格化されるかを以下にまとめた。(表2参照)

従前では、有期刑の中で最高となる懲役20年の刑を適用されるケースが限定されていたが、自動車運転処罰法が定められ、危険運転致死傷罪が適用されなかった飲酒運転等の悪質・危険運転のケースが法律上で規定されたことから、重大事故の削減につながることを期待される。

重度の眠気等の症状を呈する睡眠障害等の病気により運転に支障をきたす運転者が起こした事故につ

いては従来より厳罰化され、危険運転致死傷罪が適用されることとなる見込みであるため、そうした病気のおそれがある運転者は、専門の医師等に相談の上、適切に処置頂きたい。また、企業の管理者においては、今回の改正内容を十分に周知して頂くとともに、日常業務の中で、集中力が無くなっていたり、いつもと違うところが見られた場合には、医療機関の受診を勧めたり、専門医の所見を伺う等車を運転する社員の健康管理に注意頂きたい。

(表2：新法制定前後の罰則の比較)

罪名等	違法行為	罰則	
		制定前	制定後(自動車運転処罰法)
危険運転致死傷罪	①アルコール又は薬物の影響により正常な運転ができない状態での事故	(刑法にて規定) 1年以上20年以下の懲役	死亡事故：1年以上20年以下の懲役 傷害事故：15年以下の懲役
	②危険な高速度・技能を有しない・危険な割り込み運転による事故		
	③信号無視による事故		
	④通行禁止道路を進行し、危険な速度での運転による事故	規定無し	
	⑤アルコール又は薬物の使用で正常に運転ができないおそれのある状態での事故★	規定無し	死亡事故：15年以下の懲役 傷害事故：12年以下の懲役
	⑥正常な運転に支障を及ぼすおそれのある病気※の影響により正常な運転が困難になった状態での事故★	規定無し	
発覚免脱罪	アルコールや薬物の影響を隠すために逃走した場合	規定無し	12年以下の懲役
無免許運転	事故を起こした運転者が無免許であった場合	加重規定無し (道路交通法による無免許運転に対する罰則のみ)	加重規定有り ○危険運転致死傷罪(負傷)が適用された場合 ・6月以上20年以下の懲役 但し★印(左記「違法行為」の⑤、⑥)については、 死亡事故：6月以上20年以下 傷害事故：15年以下の懲役 ○発覚免脱罪の場合 15年以下の懲役 ○過失運転致死傷罪が適用された場合 10年以下の懲役
過失運転致死傷罪	必要な注意を怠って事故(死傷)	(刑法にて規定) 懲役・禁錮7年以下又は100万円以下の罰金	懲役・禁錮7年以下又は100万円以下の罰金

※病気の範囲は政令により規定される予定で、本稿執筆時点では国民に広く意見を求めるためにパブリックコメントを実施している段階であり、当該案文における病気の範囲は以下の通りである。

一定の症状を呈する統合失調症、一定の症状を呈するてんかん、再発性の失神、低血糖症、一定の症状を呈するそううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

・自動車運転処罰法は平成26年5月26日までに施行される予定

## 5. 終わりに

自動車は企業のみならず一般の方々にとって欠かすことのできない交通手段となっている。交通事故は年々減少傾向にはあるものの毎日のように交通事故が起こっており、それにより多くの人々が死傷している。昨今、交通事故も悪質かつ危険な運転行為による事故が発生する中で、交通事故の防止を促す観点から今回のような罰則の強化等の規定の整備が行われている。交通の安全を図るために今

後も厳罰化による交通安全の確保は社会の流れとして続いていくものと思われる。厳罰化は交通安全を図る上では効果的な施策であることは否定できないが、それだけでは十分な安全安心な社会を作ることにはできないことも事実である。整備された規定をどのように周知し、啓発していくのかが今後問われるところである。企業の管理者の皆さまにおかれては、今一度、安全意識の向上に向け、社内に法改正の内容を周知頂くとともに、車を運転する社員の健康管理にあらためて注意をお願いしたい。

株式会社インターリスク総研  
交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ  
主任コンサルタント 渡辺 光彦

株式会社インターリスク総研は、MS&ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 交通リスクマネジメント部 交通リスク第一グループ

TEL.03-5296-8916/FAX 03-5296-8942 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の交通事故防止等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2014